

令和6年度第2回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年5月27日(月)	開議の時刻	午前10時57分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前12時15分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	欠 席
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		出 席	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 杉浦 勉 委員 6 番 藤野 香織 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、1 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字大谷在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は居住地より近く自家消費野菜を作るため、渡人は高齢手不足で農業規模縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人は渡人の義理の弟にあたる。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>島田委員より、下限面積の撤廃により農地を所有していない人からの申請も見られるようになった。農林水産省によると農家の定義は 1 0 a 以上農業を営むか、農産物販売金額が 1 5 万円以上とあるが、本申請の受人は農家といえるのか。事務局は農地台帳で農家を把握していると思うが、本申請の受人のように農地を所有していない人は農地台帳上どのような扱いとなるのかを確認したい、また、本申請のように所有や借受農地のない人が受人の申請について、受付時にどのようなことに注意をしているのか確認したい、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、農家の定義は農林業センサスによるもので、本市の農地台帳については農家だから登録されるわけではなく、農地を所有又は借受けている人が登録される。</p> <p>また、農地台帳に登録がない人からの申請の際は、農業の経験や農業用機械の所有の有無や調達の予定などについて特に注意している、との説明がなされた。</p> <p>島田委員より、自家消費分のみの耕作を予定している人の申請において、全部効率要件とは何か、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、予定収量から判断している、との回答がなされた。</p>

れた。

鹿田委員より、受人が高齢の場合は後継者の問題なども考えると、買うより借りたほうがいいのでは、との意見がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2番の申請について

大岡地区・高橋委員より、2番の申請について、大字大谷在住の申請人(受人)より、坂戸市在住の申請人(渡人)が、大字大谷地内に所有する農地(畑2筆)を、受人は自家消費の野菜及び草木染め用の染料植物の栽培のため、渡人は遠方で管理が困難なため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番と4番の申請について

事務局より、受人が社会福祉法人のため、許可の要件が農地所有適格法人と異なり、「法人がその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」「取得後農地の全てを耕作すると認められること」が要件となる旨の説明がなされる。

唐子地区・荒川委員より、報告の前に、3番と4番について、関連している案件のため一括して説明する旨の説明がなされた。3番と4番の申請について、御茶山町に所在する法人としての申請人(受人)より、大字石橋在住の申請人外3名が、大字石橋地内に所有する農地(畑3筆)を、受人は社会福祉法人の目的を達成するために農地を利用したいため、渡人は農業規模縮小をしたいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農地の取得が受人の業務の運営に必要と認められ、取得後農地の全てを耕作すると認められるため、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番と6番の申請について

唐子地区・荒川委員より、報告の前に、5番と6番の申請について、関連している案件のため一括して説明する旨の説明がなされた。5番と6番の申請について、5番の受人であ

議案第 2 号
農地法第 4 条
の規定による
許可申請承認
の件

る比企郡嵐山町在住の申請人と、6 番の受人である大字上唐子在住の申請人が、互いの大字上唐子地内に所有する農地（5 番の申請は田 1 筆、6 番の申請は畑 1 筆）を、集約を図り効果的な土地利用をするため、交換により所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7 番と 8 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、報告の前に、7 番と 8 番について、関連している案件のため一括して説明する旨の説明がなされた。7 番と 8 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人外 1 名が、大字上唐子地内に所有する農地（田 2 筆：畑 4 筆）を、受人は農地確保による農業経営規模拡大及び農業・農地の継承のため、渡人は経営規模縮小により引き継ぎたいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字田木在住の申請人が、大字田木地内に所有する農地（畑 1 筆）を、追認による住宅敷地の拡張をしたい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は住宅敷地の一部となっている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、住宅敷地の拡張の追認の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 3 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・須長委員より、1 番の申請について、比企郡小川町在住の申請人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 3 筆）を、店舗（カフェレストラン）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、店舗（カフェレストラン）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

大岡地区・高橋委員より、2 番の申請について、東京都新宿区に所在する法人としての申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、太陽光発電設備設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電設備設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

事務局より、太陽光発電設備への転用申請について、「東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づく必要な手続きを経て、市環境政策課へ設置の届出が出せる段階となり、農地転用の申請も出せる段階に至ったため、本申請が提出された旨の説明がなされた。

島田委員より、市の条例に基づく必要な手続きのどの段階まで行っているのかを、総会資料に記述してほしい旨の意見がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

大岡地区・高橋委員より、3 番の申請について、大字大谷に所在する法人としての申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場・資材置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として

保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場・資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

大岡地区・高橋委員より、4 番の申請について、東京都千代田区に所在する法人としての申請人（受人）より、東京都中央区在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字大谷地内に所有する農地（畑 3 筆）を、太陽光発電設備に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電設備の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、大字西本宿に所在する法人としての申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（田 1 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、6 番の申請について、千葉県市川市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>7番の申請について</p> <p>事務局より7番の申請について、登記簿地目が「山林」だが、現状が畑であり農地台帳に記載されているため、農地として農地転用が必要である旨の説明がなされた。</p> <p>野本地区・杉浦委員より、7番の申請について、坂戸市在住の申請人(受人)外1名より、大字上野本在住の申請人(渡人)が、大字柏崎地内に所有する現況農地(地目山林1筆)を、自己住宅用地に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、上下水管が埋設されている道路の沿道区域でこれらの施設の便益の享受が可能で、概ね500m以内に2以上の医療施設が存する区域であるため、第3種農地と判断され、自己住宅用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>議案第4号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p>	<p>議案第4号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、40筆の利用権設定を承認した。</p>
<p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画 (案)の件</p>	<p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について</p> <p>農業委員の藤野委員、杉浦委員、農地利用最適化推進委員の小峰委員が議事参与の制限に該当した。そのため、対象農業委員は本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>

<p>議案第 6 号 引き続き農業 経営を行って いる旨の証明 願承認の件</p>	<p>議案第 6 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、大字高坂在住の申請人が、大字高坂地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（畑 2 筆）に係る、農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることを承認するとした</p>
<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 6 年 6 月 25 日（火） 午前 10 時 20 分～</p> <p>会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午後 0 時 15 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 6 年度第 2 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和 6 年 6 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">議長 久保田 節子</p> <p style="text-align: right;">委員 杉浦 勉</p> <p style="text-align: right;">委員 藤野 香織</p>